

生駒市規則第40号

生駒市民生委員推薦会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年9月30日

生駒市長 山下 真

生駒市民生委員推薦会規則の一部を改正する規則

生駒市民生委員推薦会規則（昭和34年12月生駒市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（委員）」に改め、同条中「14人」を「10人以内」に改め、同条に次の1項を加える。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 民生委員
- (2) 生駒市自治連合会の代表者
- (3) 社会福祉事業の実施に関係のある者
- (4) 市の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者
- (5) 教育に関係のある者
- (6) 人権擁護委員
- (7) その他市長が必要と認める者

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。